

## 東京都市計画地区計画の変更（世田谷区決定）

都市計画上馬二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	上馬二丁目地区地区計画	
位 置	世田谷区上馬二丁目及び三軒茶屋二丁目各地内	
面 積	約 8. 5 h a	
する 区域 の方針 整備・開発及び保全に 関	地区計画の目標	本地区は、建築用途の混在、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、緑化を推進し、落ち着きのある街並の創出を図るものとする。
	土地利用の方針	調和のとれた良好な低中層住宅地として、街並の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	安全で快適な街並空間を形成するため、地区内の細街路を整備する。 また、地区の中心を南北に通っている幅員 8mの道路を地区のシンボルとして、地区住民のふれあい、コミュニティの形成が図れるような機能を持たせる。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の形成を図るため、敷地規模の最低限度を定め、建築物等の高さの制限を行う。 生垣等の緑化を推進し、快適な街並景観を作り出すため、垣又はさくの構造を定める。
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（い）項に規定する第一種低層住居専用地域で建築できる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ただし、駒留通りに面する建築物についてはこの限りではない。
	建築物の敷地面積の最低限度 ※	100 m <sup>2</sup>
	建築物の高さの最高限度 ※	12m
	垣又はさくの構造の制限 ※	道路に面して設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものとする。 ただし、道路からの高さが 1. 2m以下のものはこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

※は知事承認事項

理由：新用途地域の決定に伴い、計画書中の「建築基準法」等を「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の建築基準法」等とするとともに、表記上の整合等を図るため及び計画書中に引用している用途地域の表記を新用途地域に整合させるため、地区計画を変更する。